



記者発表提供	
令和6年10月18日	
担当課 (担当)	市民課 (植田)
電 話	30-8191 (内線 2357)

鳥取県内初！

市内郵便局でマイナンバーカード電子証明書関連事務の取扱を開始します

マイナポイント第1弾時に交付した方のマイナンバーカードの電子証明書の更新が、令和6年度後半から増え始めることから、市役所を訪れなくとも、身近な場所で電子証明書の更新手続きができる環境を整え、市民サービスの向上を図るとともに、窓口の混雑緩和を図るため、令和6年11月1日から、市内郵便局3局において下記のとおり関連事務の取扱を開始します。

日本郵便中国支社管内では島根県西ノ島町、岡山県笠岡市、岡山県津山市に次いで4番目、県内では最初の取扱開始になります。

記

1 取扱開始日時

令和6年11月1日（金） 午前9時から

2 取扱場所

鳥取本町郵便局（〒680-0031 鳥取市本町 3-201）

鳥取湯所郵便局（〒680-0021 鳥取市材木町 301）

鳥取湖山北郵便局（〒680-0941 鳥取市湖山町北 6-235）

3 取扱業務

マイナンバーカード電子証明書の発行

マイナンバーカード電子証明書の更新

マイナンバーカード署名用電子証明書暗証番号の初期化

その他暗証番号（利用者証明用電子証明書用、住民基本台帳用、券面事項入力補助用）の初期化

4 その他

11月1日（金）午前10時より、鳥取本町郵便局において取扱開始式を行います。

○マイナンバーカードの電子証明書

マイナンバーカードの裏面についているICチップには「署名用電子証明書」、「利用者証明用電子証明書」の2種類の電子証明書が標準的に搭載されています。

電子証明書の有効期限は、原則発行から5回目の誕生日までです。期限内に更新を行わない場合は電子証明書が失効し、e-taxやコンビニ交付、マイナ保険証等が利用できなくなります。

鳥取市の更新対象件数は、本年4月は約500件でしたが、今月1000件を超え、来年3月以降は2000件以上になります。